(6)　補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。） [(1)・(2)　略] (3)　補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）に係る工事の方法の変更を伴うもの	改造であって、次に掲げるもの [(1)・(2)　略] (3)　緊急時対策所に係る工事の方法の変更を伴うもの
[(7)・(8)　略]	[略]
(9)　緊急時対策所	改造であって、次に掲げるもの [(1)・(2)　略]
[略]	[略]

別表第二（第九条、第十二条関係）

発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項	
	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
[略] 原子炉本体	[略]	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項 1　[略] 2　炉心に係る次の事項 (1)　炉心形状、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径 (2)　燃料体最高燃焼度（初装荷及び取替えの別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること。）及び核燃料物質の最大装荷量

発電用原子炉施設の種類	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
[略] 原子炉本体	[略] 構造図 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐食性その他の性能に関する説明書 [略] 原子炉（圧力）容器の脆性破壊防止に関する説明書

(6)　[同上]	[同上] [(1)・(2)　同上] [加える。]
[(7)・(8)　同上]	[同上]
(9)　[同上]	[同上] [(1)・(2)　同上] [加える。]
[同上]	[同上]

別表第二（第九条、第十二条関係）

発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項	
	一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
[同上] 原子炉本体	[同上]	[同上]

発電用原子炉施設の種類	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）
[同上] 原子炉本体	[同上] [同上] 構造図 原子炉（圧力）容器の脆性破壊防止に関する説明書 [同上]